

第2章 環境行政の推進体制

第1節 大分県環境基本条例

第
1
2
部
章

身近なごみ問題から地球規模の環境破壊に至るまで環境問題が複雑・多様化するなか、こうした諸問題に適切に対処し、健全で恵み豊かな本県の自然環境を将来の世代に引き継ぐとともに、快適な生活環境を創造するための基本的枠組みの構築が要請されたことから、県では平成11年9月に「大分県環境基本条例」を制定した。

本条例は、「環境からの恵沢の享受と将来世代への継承」、「環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境の保全」の3つをその

基本理念に定め、今後取り組むべき施策として環境基本計画の策定や、環境影響評価の推進、環境教育・学習等の振興、民間団体等の自発的な環境保全活動の促進、環境管理（ISO14001等）の普及等を挙げている。

この基本条例の理念は「大分県環境影響評価条例（平成11年9月施行）」及び「大分県生活環境の保全等に関する条例（平成12年12月施行）」に具体化され、これらの条例に基づき環境保全対策に取り組んでいる。

第2節 大分県新環境基本計画 ～ごみゼロおおいた推進基本プラン～

県では、大分県環境基本条例の規定（第9条）に基づき、各般の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として「大分県環境基本計画（豊の国エコプラン）」を平成10年3月に策定し、これまで積極的に環境に配慮した様々な取組を進めてきた。

しかし、①平成15年9月から県民総参加のもとの「ごみゼロおおいた作戦」の展開による新たな視点からの環境へのアプローチの必要性、②県政運営の長期的・総合的な指針である「大分県長期総合計画～安心・活力・発展プラン2005～」の策定が行われたこと、③現在の計画策定から7年余りの経過による環境を取り巻く情勢の変化等を背景として、平成17年11月に「大分県新環境基本計画～ごみゼロおおいた推進基本プラン～」を策定した。

この計画は、県政運営の長期的・総合的な指針を示した計画として策定された「大分県長期総合計画」の環境側面における部門計画であるとともに、「ごみゼロおおいた作戦」として展開する環境関連施策を体系化し、その着実な推進を図るために基本プランとして位置づけている。

計画期間は、平成17年度から平成27年度までの11年間であり、目指すべき環境の将来像を「天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた」としている。この将来像の実現に向けて、「豊か

な自然との共生と快適な地域環境の創造」「循環を基調とする地域社会の構築」「地球環境問題への取組の推進」「環境産業の育成」「すべての主体が参加する地域社会の形成」の5つの基本目標を掲げ、それぞれの目標実現に向けたこれから的主要な取組を記述している。

また、この計画に掲げられた各種施策を着実かつ効果的に推進していくために、主な施策のうち50項目について、その実施・進捗状況を数値目標としての「環境指標」により、毎年度「大分県環境審議会」及び「ごみゼロおおいた作戦県民会議」において進行管理している。

平成17年度は、県民共有の財産である恵み豊かな自然と共生し、快適で潤いのある環境を守り育てるとともに、循環型社会の実現に向けた取組を推進し、さらに地球温暖化問題のような地球規模での環境問題への取組については、具体的で実効性のある施策の実施に努めた。

このような多岐にわたる施策の実施により、県民主導による快適な大分県づくりを進める「ごみゼロおおいた作戦」を着実に進めることができ、計画の推進状況は概ね順調である。なお、計画に定められた環境指標の結果は、表2のとおりである。（詳細は資料編 環境指標一覧）

表2 計画に定めた環境指標の評価結果

	指標項目数	対象外(※1)	対象指標項目数	A		B		C	
				項目	割合(※2)	項目	割合(※2)	項目	割合(※2)
基本目標I	18	2	16	15	93.8	1	6.2	0	0
基本目標II	18	2	16	10	62.5	6	37.5	0	0
基本目標III	6	0	6	5	83.3	1	16.7	0	0
基本目標IV	3	0	3	3	100.0	0	0.0	0	0
基本目標V	5	0	5	5	100.0	0	0.0	0	0
合計	50	4	46	38	82.6	8	17.4	0	0

※1 該当年次の算出がないもの等

※2 対象指標項目数に対する割合

基本目標I 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

基本目標II 循環を基調とする地域社会の構築

基本目標III 地球環境問題への取組の推進

基本目標IV 環境産業の育成

基本目標V すべての主体が参加する地域社会の形成

環境指標の評価方法

(1) 評価(A・B・C)の区分について

「A」 平成17年度の目標数値を達成している場合（超過している場合を含む）

「B」 平成17年度の目標数値の7割以上を達成している場合

「C」 平成17年度の目標数値の7割未満である場合

(2) 評価方法について（平成17年度の目標数値の定め方）

「1」 平成17年度の目標数値が定められている場合

「2」 平成17年度の目標数値が定められていない場合で、基準年度（平成16年度）から中間年度（平成22年度）の間での増減数字を年度数の「6」で除したものを平成17年度の目標数値と定めたもの

「3」 平成17年度の目標数値が定められていない場合で、他の合理的な算出方法により平成17年度の目標数値を定めたもの

大分県新環境基本計画～ごみゼロおおいた推進基本プラン～の概要

第1章 計画の策定にあたって

計画策定の趣旨・目的

計画の性格・役割

計画の期間

計画の構成

第2章 環境に関する県民意識

第3章 計画の目標

目指すべき環境の
将来像

天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた

計画の基本目標

豊かな自然との
共生と快適な地
域環境の創造循環を基調とす
る地域社会の構
築地球環境問題へ
の取組の推進

環境産業の育成

すべての主体が
参加する地域社
会の形成

第4章 施策の展開

豊かな自然との共生と
快適な地域環境の創造循環を基調とする地域
社会の構築地球環境問題への取組
の推進

環境産業の育成

すべての主体が参加す
る地域社会の形成

- 豊かな自然の保護・
保全
- 温泉の保護と利用
- 自然とのふれあい
の推進と適正な利
用
- 快適な地域環境の
保全と創造

- 大気環境の保全
- 水・土壤・地盤環境
の保全
- 化学物質による環
境汚染の防止
- 廃棄物・リサイク
ル対策

- 温室効果ガスの排
出源対策の推進
- クリーンエネルギー
ーランドの実現
- 二酸化炭素の吸収
源対策の推進
- オゾン層保護等の
対策の推進

- 環境技術への挑戦
- 企業の環境活動の
促進

- 自発的な環境保全
活動の促進
- 環境教育・学習の
推進

基盤的施策の推進

- 環境影響評価の推進
- 環境に配慮した取組の推進
- 公害紛争等の適正処理

第5章 計画の推進

推進の体制

計画の進行管理

財政措置

◆参考資料

策 定 経 過

環 境 指 標 一 覧

用 語 解 説

第3節 大分県環境影響評価条例

県では、「環境影響評価法」（平成11年施行）の内容も踏まえ環境影響評価の手続等の充実を図り、より一層環境配慮が行われるようにするために、「大分県環境影響評価条例」（平成11年施行）を

制定している。

なお、条例に基づく環境影響評価の対象事業は、表3のとおりである。

表3 条例に基づく環境影響評価の対象事業

事業の種類等	第1種対象事業	第2種対象事業
1 県道、市町村道の建設	4車線7.5km以上	—
2 廃棄物処理施設 ごみ焼却施設の建設 し尿処理施設の建設 廃棄物最終処分場の建設	200t／日以上 100kℓ／日以上 25ha以上	— — 5ha以上25ha未満
3 工場等の建設	排ガス量10万Nm ³ /h以上 排出水量1万m ³ /日以上	—
4 公有水面の埋立て又は干拓	40ha以上	20ha以上40ha未満
5 流通業務団地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
6 住宅用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
7 工場用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
8 運動又はレクリエーション施設用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
9 ゴルフ場用地造成事業	50ha以上	10ha以上50ha未満
10 その他の土地開発事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
11 規則で定める事業	—	—

港湾計画	埋立て・掘込み面積150ha以上
------	------------------

第1種対象事業：大規模な事業であって、環境影響評価実施計画書や環境影響評価準備書について公告・縦覧や県民等からの意見書の提出などのいわゆる「住民手続」を行うもの。

第2種対象事業：第1種対象事業よりも小規模な事業であって、「住民手続」を行わないもの。

第4節 大分県生活環境の保全等に関する条例

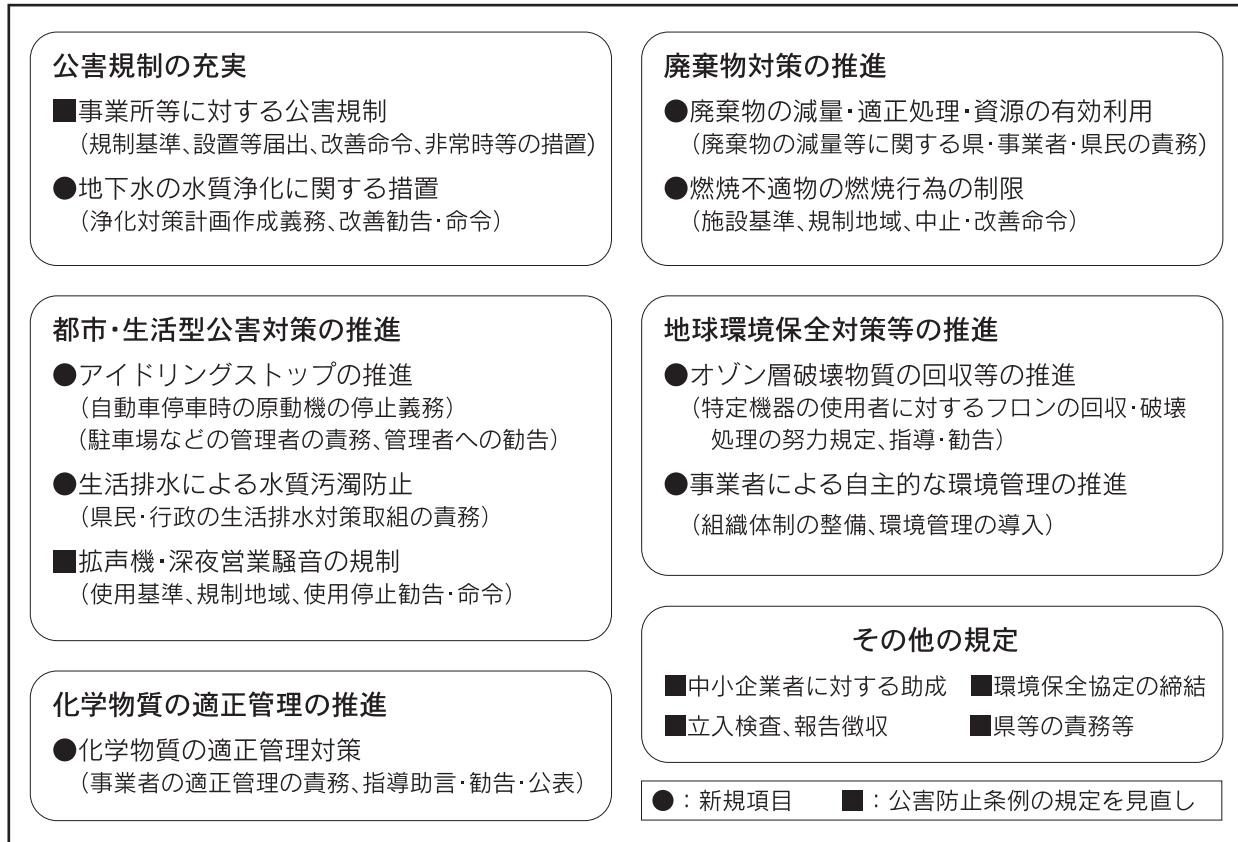
工場に対する公害防止の規制基準等を定めた「大分県公害防止条例」が、昭和46年10月の制定から約30年経過し、この間に環境問題は大きく変化し、新たな対応を求められるようになった。このため、「大分県環境基本条例」の基本理念を踏まえて、公害防止条例を全面的に改正した、「大分県生活環境の保全等に関する条例」を制定し、平成12年12月から施行された。

本条例は、これまでの公害の防止に加え、広く県民や事業者の参加により、環境に配慮した取組や地球環境の保全を進めていくこととしており、「化学物質の適正な管理」、アイドリングストップを始めとする「自動車の使用に伴う環境負荷の低減」

や「オゾン層破壊物質の回収」等の規定が新たに定められており、今後は、この条例の適正な運用により環境保全対策を推進していくこととしている。

(条例の概要については図4参照)

図4 大分県生活環境の保全等に関する条例の概要



第5節 美しく快適な大分県づくり条例

1 条例制定の背景

ごみゼロおおいた作戦を開始したことによって、環境美化等のボランティア活動が盛んになった一方、ごみのポイ捨てや自動車・自転車の放置など一部県民のモラル低下に起因する身近な環境問題に対応した新たな条例の制定を求める声が多く寄せられることとなった。

こうした状況を踏まえ、ごみのポイ捨て等の問題に対応するとともに、県民や事業者が自発的に環境美化活動を推進する機運を醸成することにより、ごみゼロおおいた作戦を県民運動として展開するための総合的・基本的な事項を網羅した「美しく快適な大分県づくり条例」を制定した。

2 条例の基本的性格

この条例は、県民意識調査や県民会議の意見、パブリックコメントなどを通じて寄せられた様々な県民の声を反映しており、ごみのない美しく快

適な大分県づくりを県民総参加で推進するため、一義的には市町村の事務であるごみの処理等について、県としての対応を広域的・全県的に規定している。同時に、県のみならず、市町村・県民・事業者の責務として各主体が率先して美しく快適な大分県づくりに取り組むよう規定するとともに、これらの取組を推奨するための顕彰の実施や「環境美化の日」の設定を盛り込んでいる。

この条例で禁止される行為は、①ごみの投棄、②ピンクちらしの掲示等、③自動車・自転車の放置、④落書き、⑤サーチライト、レーザー等の投光器の使用（祭典等の一時使用を除く）、⑥動物のふん等の放置で、これらのうち①から⑤については違反者に罰則（5万円以下の過料）を科すこととしている。

また、歩行喫煙や携帯灰皿等を所持しない場合の喫煙を慎むこと、自動販売機設置事業者は回収容器を設置するとともにこれを適正に管理すること、観光に関する事業者は観光客にごみの散乱防止に関する啓発を行うこと、日常生活に伴って発生する悪臭や振動等によって周辺の生活環境を損

なわないよう配慮すること、といったことについての努力規定が盛り込まれている。

ただし、市町村条例によりこの条例の目的の全部又は一部が達成することができると認められる

場合には、その市町村の区域においてはこの条例を適用しない旨の調整条項を設けている。(平成18年10月1日現在の市町村条例との調整状況は表5aを参照。)

表5a 「美しく快適な大分県づくり条例」と市町村条例との調整状況

(平成18年10月1日現在)
(○…県条例適用 ●…市町村条例適用)

市町村名	ごみの投棄 (※)	自動販売機 の回収容器 設置義務	ピンクちら しの掲示等 (※)	動物のふん 等の放置	自動車の 放置(※)	自転車の 放置(※)	落書き (※)	悪臭等への 配慮	投光器の 使用(※)
大分市	●	●	●	●(犬)	●	●	○	○	○
別府市	●	●	○	○	○	●	○	○	○
中津市	●	●	○	●(犬)	○	●	○	○	○
日田市	●	●	○	○	●	●	○	○	○
佐伯市	●	●	○	●(犬)	○	●	○	○	○
臼杵市	●	●	○	○	○	●	○	○	○
津久見市	●	●	○	○	○	●	○	○	○
竹田市	●	●	○	○	○	○	○	○	○
豊後高田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
杵築市	●	○	○	○	○	○	○	○	○
宇佐市	○	○	○	○	○	●	○	○	○
豊後大野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
由布市	●	●	○	○	●	○	○	○	○
国東市	●	●	○	○	○	○	○	○	○
姫島村	●	●	○	○	○	○	○	○	○
日出町	●	●	○	●(犬)	○	○	○	○	○
九重町	●	●	○	○	○	○	○	○	○
玖珠町	●	●	○	○	○	○	○	○	○

注)「※」について、美しく快適な大分県づくり条例では違反者に過料を科す。

3 施行状況

実効性を確保するため、過料処分の権限が付与された環境美化指導員を県下各地に配置し、市町村長が特にポイ捨てごみが目立つとして挙げた箇所を中心に巡回を実施するとともに、改善状況を半年に一度定点監視を行ってチェックしている。

条例施行後、夜空を照らしていたサーチライトの使用がなくなったほか、ポイ捨てごみについても定点監視の結果、概ね改善傾向にあることが確認されている。

また、条例第8条の規定に基づき、従前の環境保全功労者表彰に替わる新しい表彰制度として環境技術の開発、環境美化の取組その他美しく快適な大分県づくりに著しい功績のあったものを顕彰する「ごみゼロおおいた作戦功労者顕彰制度」を設けた。平成18年度には8団体3個人を表彰した。(平成18年度の受賞者は表5bを参照。)



表5b 平成18年度ごみゼロおおいた作戦功労者表彰受賞者

団体名等	市町村名	活動内容
(1) 地域環境の美化に関するボランティア活動		
(団体) 大分県立大分豊府高等学校	大分市	1996(平成8)年に文部省(当時)の勤労体験学習総合推進事業研究校に指定されたことをきっかけに近隣の中学校・高校に呼びかけ、連携して地域を清掃する「中高連携奉仕活動」を開始し、年2回の清掃ボランティアに取り組んでいる。
(団体) 豊後高田市立高田中学校	豊後高田市	空き瓶回収、ボランティア清掃遠足に毎年取り組んできたが、活動の場を観光資源として注目を集めている昭和の町に移して「昭和の町クリーンアップ作戦」を展開。市民の環境美化意識の高揚に貢献している。
(個人) 佐東義明	宇佐市 安心院町	1985(昭和60)年から安心院町内の小学校で環境学習を実施、児童の環境意識の高揚に尽力してきたほか、安心院ライオンズクラブでの古紙・衣類回収やごみゼロ隊での環境美化ボランティアなど、幅広く活動を展開している。
(団体) 三重町くらしを考える会生活学校	豊後大野市 三重町	1987(昭和62)年からごみの分別収集や資源ごみの回収に取り組み、1990(平成2)年からは廃油石けんづくりにも活動の輪を広げ、豊後大野市民の環境保全意識の高揚に貢献している。
(2) 環境保全のための技術開発		
(団体) 新日本製鐵株式会社 大分製鐵所	大分市	使用済み容器包装プラスチックを炭化水素油、コークス、コークス炉ガスとして回収し、製鉄所内で再生利用している。新日本製鐵㈱は、グループ全体で全国で回収される約30万トン(平成16年度)の使用済み容器包装プラスチックのうち約18万トンを有効利用しており、循環型社会の構築に大きく貢献している。
(団体) 株式会社ミカサ	大分市	排出物を炭酸ガスと水に分解する汲み取り不要のトイレシステム「バイオミカレット」を開発した。「バイオミカレット」は、業界で初めて簡易水洗を組み入れ、快適・衛生的なトイレ環境を実現したもので、処理槽の中にある媒体(もみがら、杉チップ、竹炭)に微生物を生息させ、これを攪拌し、排泄物の分解・処理を行う簡易式トイレ。
(団体) サッポロビール株式会社 新九州工場	日田市	固形有機物から微生物群集を使って水素ガスとメタンガスを回収する「水素・メタン二段発酵技術」の開発や「嫌気性廃水処理システム」の導入等により副産物・廃棄物の再資源化率100%を達成。地球環境に配慮したクリーンエネルギー(LPGボイラー、風力・太陽光・水力発電)も積極的に導入している。
(3) 環境保全に関する普及啓発・学術研究		
(個人) 菊屋奈良義	大分市	多年にわたり、大分県下の野生生物とその生息環境に関する調査研究を行うとともに、環境保全に関する講習会や自然観察会を開催するなど、自然保護、環境保全の普及啓発活動に尽力した。
(個人) 須股博信	大分市	多年にわたり大分県下の森林植生に係る調査研究を行うとともに、各種講習会における講演や自然観察会の指導に従事するなど、自然保護、環境保全の普及啓発活動に尽力した。
(4) ごみゼロおおいたキャンペーンの推進に協力		
(団体) べっぷ旅館女将の会 協同組合	別府市	2004(平成16)年、2005(平成17)年の「121万人夏の夜の大作戦(キャンドルナイト)」に合わせて、会員のホテル・旅館施設玄関を竹ぼんぼりでライトアップするなど、ごみゼロおおいたキャンペーンに大いに貢献した。
(5) その他美しく快適な大分県づくりに貢献		
(団体) 社団法人大分県建設業協会青年部会	大分市	産業廃棄物や粗大ごみ等の不法投棄を防止するために「ごみゼロおおいた不法投棄監視パトロール隊」を結成し、週末にボランティアで河川や山林を巡回、不法投棄の発生抑止に貢献している。

第6節 大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例

産業廃棄物の適正な処理を推進し、現在及び将来の県民の生活環境の保全に寄与することを目的とした「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」（以下「適正化条例」という。）を平成17年7月に公布し平成18年4月1日から完全施行した。

1 適正化条例制定の必要性

産業廃棄物の処理をめぐる状況は、**廃棄物処理法**の数次にわたる改正、**建設リサイクル法**など各種リサイクル法の施行、経済状況の変化など大きな変革期を迎えている。

本県においては、産業廃棄物の不適正な処理や**不法投棄**の多発、県外産業廃棄物の流入増大、産業廃棄物処理施設の周辺住民の不安や不満など行政として取り組むべき課題が山積する中で、産業廃棄物処理施設の設置や県外産業廃棄物の搬入については、平成7年に制定した「大分県産業廃棄物処理施設設置等指導要綱」（以下「指導要綱」という。）に基づいた手続により対応していたが、廃棄物処理法や指導要綱では対応できない問題点が生じてきた。

このため、これらの問題点の解決に向けて新たに条例を制定し、廃棄物処理法と併せて適正処理を推進することにより、地域住民の不安解消を図ることとした。

2 適正化条例の概要

条例は、(1)産業廃棄物処理施設等の設置等、(2)県外産業廃棄物の搬入、(3)産業廃棄物の不適正な処理の防止の3つの柱から構成されている。また、条例の実効性を高めるための規定、保健所設置市である大分市への適用についての規定も盛り込んでいる。

(1) 産業廃棄物処理施設等の設置等

ア 産業廃棄物処理施設を新たに設置したり変更しようとする場合、許可申請予定者は法手続の前に県に対して事前協議を行う。また、地元住民に対する説明会を開催することで施設設置予定者と地元住民との相互理解を深めるとともに、地元市町村や住民からの求めがあれば、施設設置予定者との間で生活環境の保全に関する協定を締結できることとする。

イ 許可対象外施設（施設設置に係る法手続

が不要な施設）を設置しようとする場合も、設置工事の前に県への事前協議を行う。

ウ 産業廃棄物処理施設等を譲り受けたり借り受けようとする場合、県への事前協議を行う。

(2) 県外産業廃棄物の搬入

ア 県外で発生した産業廃棄物を大分県内（大分市の区域を含む。）に持ち込んで処理しようとする場合、県外排出事業者は県へ事前協議を行う。

イ 事前協議が成立した県外排出事業者は、県との間で適正処理に関する協定を締結する。この協定の中に、県外排出事業者が、その搬入実績に応じて環境保全協力金を県に納付する規定を盛り込む。

ウ 環境保全協力金は産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用に充てる。

エ 県外産業廃棄物を処理している施設の周辺住民は、処理業者に対して、関係書類の閲覧や施設への立ち入りを求めることができる。

(3) 産業廃棄物の不適正な処理の防止

ア 土地所有者等は産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう、適正な管理に努めるとともに、不適正な処理が行われた場合は県へ通報する。

イ 産業廃棄物の発生現場以外の場所で産業廃棄物を保管する場合は、事前に県に届け出る。

ウ 産業廃棄物の処理に関する試験を行う場合は、事前に県に届け出る。

(4) 適正化条例の実効性

適正化条例の実効性を確保するため、条例の施行に必要な限度において必要な報告を求めたり、職員が事業場等に立ち入り検査を行う。また、適正な処理のための勧告や公表について規定するとともに、虚偽の報告、立入検査拒否等を行った者に対しては、秩序罰として5万円以下の過料に処する。

(5) 大分市への適用

大分市は地域保健法に基づく保健所設置市となっており、廃棄物の処理に関する事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行うこととされているが、県外産業廃棄物の搬入対策については、県として大分市

の区域を含めた大分県全体の問題として捉え、的確な対応を行う必要がある。このため、適正化条例においては、県外産業廃棄物の搬入

に係る部分だけは大分市の区域を含めることとしている。

第7節 県における環境行政の推進体制

第1項 行政組織

本県の環境行政組織は、昭和30年代後半以降、公害問題が全国的な拡がりを見せる中、昭和40年4月に企画部企画第一課に公害係が設置されたことに端を発する。その後、公害事象の複雑化、広域化により、企画部公害室、公害局の設置等、数次にわたる組織改正を経て、昭和48年4月に公害の防止、自然環境の保全及び廃棄物の処理に関する行政組織を一元化するためとして環境保健部が置かれ、環境保全行政の総合的な推進を図ることとなった。さらに、平成9年4月の組織改正において、環境保健部の環境部門と福祉生活部の県民生活部門を統合して、生活環境部が誕生したところである。

一方、公害防止等に関する試験研究機関として衛生環境研究センター（昭和46年5月に公害センターとして発足。平成3年5月に現名称に改称。）を置いていたが、後は同センターのさらなる機能拡充を図るとともに、各地域における公害対策を推進するため保健所に公害担当職員を配置し、小規模事業場の排水指導や公害苦情の処理等の事務を委任するなど地域に密着した環境行政の推進体制の整備を図っている。

平成16年4月の組織改正により、魅力ある地域づくり・観光施策と自然保護温泉施策を一体的に推進するため、自然保護温泉関連業務を生活環境部から企画振興部へ移管するとともに、全局的に組織・機構の見直しを行ったところである。

また、平成17年4月には、「ごみゼロおおいた作戦」の更なる推進をするため、「ごみゼロおおいた推進班」を「ごみゼロおおいた推進室」として機能強化を図った。

平成18年4月現在の本県の環境保全行政組織図は図7-1のとおりである。

第2項 附属機関

環境保全に関する基本的事項及び自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するための附属機関として大分県環境審議会を設置している。この審議会は、昭和41年6月に設置された大分県公害対策審議会を平成6年8月に改称し、さらに平成18年4月に大分県自然環境保全審議会と統合したものである。また、大分県の沿道景観保全に関し重要事項について調査審議する大分県沿道景観保全審議会を設置している。

これらの審議会の組織及び調査審議状況は図7-2のとおりである。

* 各種審議会の委員の名簿については、資料編2各種審議会委員等名簿参照。

図7-1 県の環境保全行政組織（平成18年4月現在）

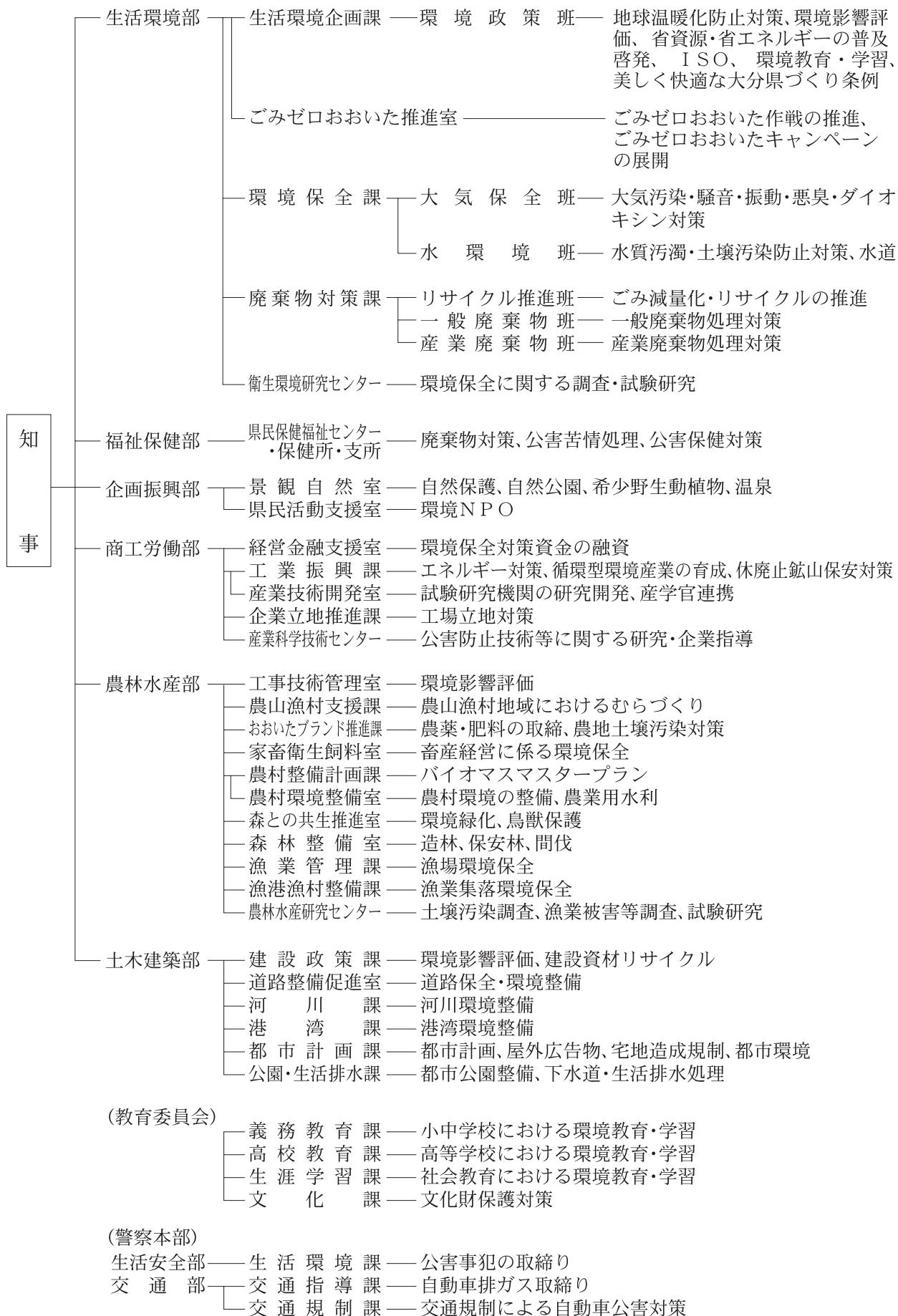


表7-2 環境保全関係審議会の組織及び調査審議状況の概要

(平成18年4月1日)

名称	根拠法令 (設置年月日)	所掌事務	組織	17年度の開催状況
大分県環境審議会	環境基本法第43条 水質汚濁防止法 第21条第1項 自然環境保全法 第51条 大分県環境審議会条例 (H6.8.1)	知事の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び自然環境の保全に関する重要事項について、調査審議し意見を述べること	委員 42人 総合政策部会 19人 水質部会 7人 自然環境部会 7人 温泉部会 7人 鳥獣部会 7人 環境緑化部会 7人 (重複あり) 特別委員 6人	環境審議会 17.7.21 17.10.7 18.2.22 ● 大分県新環境基本計画(仮称)の策定について ● 新日本製鐵㈱との間に締結した「公害防止に関する細目協定」の一部改正について 水質部会 17.9.27 18.3.2 ● おおいた清らかな水環境保全指針(案)について ● 水質汚濁に係る環境基準の類型指定について ● 公共用水域及び地下水の水質測定結果及び計画の策定について 自然環境保全審議会 17.11.25 ● 会長の選出について ● 会長代理及び部会所属委員の指名について ● 部会の現状及び今後の方針について 温泉部会 17.6.17 17.10.7 17.12.15 18.3.22 ● 温泉新規掘削許可申請について ● 温泉代替掘削許可申請について ● 動力装置許可申請について 鳥獣部会 17.9.20 ● 鳥獣保護区特別保護区の指定について
大分県環境影響評価技術審査会	大分県環境影響評価条例第48条 (H11.3.16)	知事の諮問に応じ、環境影響評価その他の手続きに関する技術的事項を調査審議し、意見を述べること	委員 12人	17.10.28 17.12.16 ● (仮称)大分製鐵所5コークス炉設置計画環境影響評価準備書について 18.2.15 ● 一般国道57号(中九州横断道路)大野竹田道路環境影響評価準備書について
大分県沿道景観保全等に関する審議会	大分県沿道の景観保全等に関する条例第16条 (S63.3.30)	知事の諮問に応じ、地区の指定基本計画等の重要事項について調査審議し意見を述べること	委員 10人	18.3.17 ● 景観法施行に伴う「大分県沿道の景観保全等に関する条例」の取扱いについて
大分県公害審査会	公害紛争処理法第13条 大分県公害紛争処理条例 (S45.9.29)	公害に係る紛争のうち、公害等調整委員会が管轄する事件以外の事件について、あっせん、調停及び仲裁を行うこと	委員 10人	18.2.17 ● 公害紛争処理事務について ● 平成17年(調)第1号事件について
大分県漁業被害認定審査会	大分県公害被害措置救済条例 (S48.12.25)	漁業被害の補填申請に対し、当該被害の態様が条例第9条の規定に、補填を求める者が同第10条の規定に適合するか審査すること	委員 10人	17.12.27 ● 条例改正について ● 赤潮の発生状況等について ● 平成17年度の赤潮発生にともなう漁業被害の認定について

